

News Release

【お知らせ】JESCOにおける高濃度PCB廃棄物の処理終了に伴い
新たに発見された高濃度PCB廃棄物の取り扱いについて

令和8年1月13日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
PCB処理営業部

弊社における高濃度PCB廃棄物の処理については、北九州・大阪・豊田の各PCB処理事業所においては令和6年3月31日に終了し、現在、処理を行っている東京・北海道の各PCB処理事業所についても令和8年3月31日で終了いたします。

また、処理をするために必要なPCB廃棄物等の登録につきましては、北九州、大阪及び豊田事業対象地域については令和7年8月29日、北海道及び東京事業対象地域については令和7年10月15日をもちまして受付けを終了しております。

なお、今後、新たに発見された高濃度PCB廃棄物を含むすべてのPCB廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」第8条に基づく届出が従前どおり必要となりますので、保管場所を所管する地方自治体に連絡していただきますようお願いいたします。

○OPCB特別措置法を所管する地方自治体の連絡先

※環境省「PCB早期処理情報サイト」内お問い合わせ窓口一覧参照

<https://policies.env.go.jp/recyclepcb/soukishori/inquiry/>

○OPCB廃棄物の確認・判別（PCB使用の有無等の確認）方法

※弊社サイト内「Step1 PCB廃棄物の確認・判別」参照

<https://www.jesconet.co.jp/business/index.html#stepMenu>

○弊社お問合せ先

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 PCB処理営業部 営業企画課

TEL 03-5765-1946

以上